

## 令和2年度吉野川市建設工事等入札・契約制度の改正について

### 【令和2年4月以降適用】

#### 1. 約款の改正について

民法の改正に伴い、令和2年4月1日に「公共工事標準請負契約約款」及び「委託業務標準請負契約約款」を改正します。

### 【令和2年5月以降適用】

#### 2. 指名競争入札における1者応札時の取り扱いについて

指名競争入札において応札者が1者のみである場合は、予定価格が130万円以下（業務は50万円以下）となる場合以外は、入札を中止していましたが、令和2年5月以降の入札から、次の入札においても、応札者が1者のみである場合に入札を有効とすることがあります。

- 災害復旧工事など特に緊急性を要する場合。
- 特別の技術又は特別の機械を必要とする場合。
- 入札不調等により再度の入札（再度指名通知発行から実施する入札）を執行する場合。ただし、前回の入札から設計金額や施工期間等の条件を変更（軽微な変更は除く）した場合を除く。

#### 3. 入札内訳書の様式変更について

令和2年5月以降の入札から、入札内訳書の日付の記載を削除します。

#### 4. 入札見積期間の延長について

令和2年5月以降の入札から、原則として見積期間を10日以上（市の休日を含まず）確保するとともに、質問書提出期間を設定することとします。ただし、都合により日程を短縮することもあります。また、入札にあたっては次の点にご注意ください。

- 指名通知の発行時期については、これまで同様、月2回程度としますので、期間延長により前後の入札と2日程度重複することになります。締め切り日及び入札案件を間違わないよう注意してください。
- 入札のやり直しはできないため、入札は質問の回答日以降を推奨します。
- 質問がある場合は、HPに掲載する質問書の様式に入力し、電子メールにて監理課のアドレスに締め切り日までに送信すること。

#### 5. 最低制限基本価格等の範囲の改定について

公共工事の品質確保のため、令和2年5月以降の入札から、最低制限基本価格、低入札価格調査基本価格及び失格基準価格の範囲を予定価格の「0.7～0.9」から「0.75～0.92」に改定します。

## **6. 解体工事業の指名基準の見直しについて**

解体工事業の指名については、令和2年5月以降の入札から、完工高による制限をなくし、標準発注金額により指名業者の選定を行います。標準発注金額については、後日、市ホームページに掲載される「建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定基準及び格付一覧」にてご確認ください。

## **7. 総合評価競争入札における建設機械施工技士の評価について**

総合評価競争入札における技術者の保有資格による評価について、令和2年5月以降の入札から、土木一式工事の入札において、建設機械施工技士(国家資格)の資格を新たに評価対象に加えることとします。

## **8. 現場代理人の兼務要件の緩和について**

兼務する工事が旧町村をまたぐ場合であっても、自動車通行可能な経路で概ね10km以内の現場であれば現場代理人を兼務できる取り扱いとしておりましたが、令和2年5月以降入札に付する案件から、直線距離で概ね10km以内の現場であれば、現場代理人を兼務できることとします。(金額要件は変更無し。)

### **【その他】**

## **9. 道路工事現場の看板について**

供用中の道路に係る工事において現場に掲げる看板については、建設省道路局長が定める「道路工事現場における表示施設等の設置基準」等に基づき安全対策を講じることとなっていますが、平成18年の基準の改定により、何の目的で行われている工事なのか一目でわかる表示となるよう見直しが行われています。新基準に適合していない看板を使用している業者につきましては、適合した看板に更新願います。

### **【問い合わせ先】**

吉野川市建設部監理課 契約係

電話：0883-22-2252

FAX：0883-22-2239

mail：kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp